

令和8年度 愛媛県古民家等を活用した インバウンド誘客支援事業 募集要項

○ 申込受付及び詳しい事業案内等

【愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会 事務局】
愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課
〒790-8570 松山市一番町4-4-2
TEL 089-912-2311 FAX 089-912-2489

本募集要項及び申込みに係る様式は、次のホームページからダウンロード
することができます。

<https://www.pref.ehime.jp/page/143363.html>

○ 受付期間

令和8年度事業	令和8年4月13日（月）～令和8年5月27日（水）まで（必着）
---------	---------------------------------

※受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。

※持参による受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分
から午後5時までとする。

目 次

1	事業の目的	1 ページ
2	補助対象者	1 ページ
3	補助対象事業	1 ページ
4	支援要件	1 ページ
5	補助対象経費	1 ページ
6	補助率	2 ページ
7	補助限度額	2 ページ
8	補助対象期間	2 ページ
9	補助の取消し	3 ページ
10	応募方法	3 ページ
11	募集及び締切	3 ページ
12	スケジュール(想定)	3 ページ
13	採択方法	3 ページ
14	他の補助事業の紹介	4 ページ
	参考様式 支援申込に係る意見書について	5 ページ
15	その他応募に係る注意事項	6 ページ
16	補助事業者の義務	6 ページ
17	補助事業実施に係る注意事項	6 ページ
18	交付申請等にかかるフロー図	7 ページ
19	申込受付・問合せ先	7 ページ
	支援申込書等記載例	8 ページ

1 事業の目的

観光関係団体や民間事業者が行う、県内の古民家や空き家等を活用した宿泊施設等の整備・開業による外国人旅行者（インバウンド）の誘客促進への取組みのスタートアップを支援することにより、本県の一層の観光振興を図り、消費効果の波及や空き家解消といった地域経済の活性化・持続化につなげることを目的とする。

※「古民家」とは昭和25年以前に建てられた伝統構法の住宅を指すものとしますが、古民家以外の建物を活用する場合も事業の対象となります。

2 補助対象者

次に該当する者を除く。ただし、個人事業主は補助対象者とする。

- (1) 県が構成員となっている団体等（オブザーバーを除く）
- (2) 市町及び市町のみで構成される団体等
- (3) 個人

3 補助対象事業

インバウンドの誘客を促進するほか、地域における食事や買い物、体験といった消費効果の波及など、地域一体となって経済活性化に取り組むモデルケースとなる下記①②の事業を補助対象とする。

- ① 県内にある古民家や空き家等を活用し、宿泊施設等を開業するための整備・改修
- ② 上記①に加え、3者以上で実施するインバウンドの誘客促進や満足度・消費向上に繋がる取組み（例：古民家を活用した宿に加えて、近隣飲食店における多言語やキャッシュレス対応等の環境整備、地域での体験コンテンツの造成）

4 支援要件

支援に係る要件は次のとおりです。

- ①国及び県の他の補助事業の交付決定を受けていない事業であること。ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない個別事業については、本支援の対象として申請することができる。
- ②公共性（地域と連携して消費効果を波及させるなど、当該補助事業を契機に周辺あるいは関係事業者も恩恵を受ける）が認められる事業であること。
- ③原則として、愛媛県内において実施すること。
- ④原則として、事業開始年度の翌年度から5年間は補助対象となった事業を行うこと。

5 補助対象経費

補助対象事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、補助期間内に支払いが発生し、また、支払いが完了する下表に掲げる経費とします。

- ①補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めません。
- ②事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費とします。
- ③領収書がない等、用途が不明なものについては、補助の対象になりません。
- ④土地の購入に要する経費は対象となりません。

※対象事業とは、上記「3 補助対象事業」における①②の事業を指すもので、事業毎に対象となる経費に○を記載しています。

区 分	対象事業 (※)		内 容
	①	②	
原材料費	○	○	原材料及び副資材の購入に要する経費 工事材料費、加工用原材料費 等
設備・備品費	○	○	設備・機械・備品、構築物等の購入、製作、改良又は修繕 等に要する経費
市場調査費		○	市場調査に要する経費
使用料及び賃借料	○	○	借上げ、賃借に要する経費 会場使用料、レンタル料、リース料 等
委託費	○	○	外部への委託に要する経費
人件費		○	補助事業に直接携わる者の人件費 イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金 等 ただし、役員報酬及び常勤雇用者の給料に相当するものを 除く。
広報宣伝費		○	広報宣伝に要する経費 広報チラシ・ポスター・ホームページ等の制作料、テレビ・ ラジオCM放送料 等
需用費	○	○	消耗品費、印刷製本費 等
役務費	○	○	通信運搬費、手数料、保険料 等
旅費		○	講師招へいのための旅費 等
報償費		○	講師招へいのための謝金、謝礼品の購入 等
その他の経費	○	○	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

6 補助率

補助対象経費の1/2以内

7 補助限度額

「3 補助対象事業」における①②の事業について、それぞれ以下のとおり。

- ① 最大 8,000千円
- ② 最大15,000千円

8 補助対象期間

- ・補助金交付決定後、令和9年3月31日までの間
- ・令和8年度愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の事前着手届出書（様式第2号）を提出している場合は、同届出書記載の着手予定日を始期とする。

9 補助の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求めることがあります。

- ①この補助事業に関し提出した書類に偽りの記載があったとき
- ②補助金交付の条件に違反したとき
- ③補助事業の実施について不正行為があったとき
- ④補助事業年度の翌年度から起算して10年以内に、補助事業により取得した財産を処分したとき

10 応募方法

受付期間内に、以下の提出書類を愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下、「協議会」という。）事務局（愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局観光振興課）まで、提出してください。

【提出書類】

- 支援申込書（実施要領様式1号）（補助事業計画書及び補助事業に要する経費を含む）：1部
- 市町長の意見書（実施要領様式2号）：正本1部
- 任意団体（グループ等）の場合には、次の書類
規約、事業計画、収支計画、会員名簿、役員名簿：各1部
- 事業内容を補足する資料（様式任意）、5年間の収支見込みが分かる資料、経費積算の根拠となる見積書等：各1部
- 納税証明書（愛媛県税等の未納がないことの証明）：正本1部
- 決算書類の写し：各1部
 - ・法人の場合（直近3期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書））
 - ・個人事業主の場合（直近2期分の確定申告書B及び青色申告決算書または収支内訳書）
- 指令前着手を実施される方は、事前着手届出書（交付要綱様式第2号）：正本1部

11 募集及び締切

令和8年度事業	令和8年4月13日（月）～令和8年5月27日（水）まで（必着）
※受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。 ※持参による受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。	

12 スケジュール（想定）

1次審査（書面）	6月上旬
2次審査（プレゼン）	6月下旬
採択結果の報告	6月末～7月上旬

13 採択方法

（1）審査方法

外部審査委員等で構成する事業評価審査会の審査を経て、協議会（事務局：愛媛県観光振興課）が決定します。ただし、支援申込者が多数となった場合は、事業評価審査会に先

立ち書面審査を実施し、事業評価審査会の審査対象者を選定する。

(2) 審査手順

①書類の提出

- ・支援申込書（実施要領様式1号）及び市町長の意見書（実施要領様式2号）を提出してください。
- ・市町長の意見書の作成を市町に依頼する際には、5ページの参考様式を利用してください。
- ・書類上の軽微な不備等がある場合には、補正を求めることがあります。

②事業評価審査会による審査

- ・応募者からのプレゼンテーション及び事業内容のヒアリングによる面接審査を実施します。
- ・プレゼンテーションは10分程度、事業内容のヒアリングは15分程度です。
- ・審査会の日程等については、別途通知します。

③審査基準

次の審査基準に基づき、総合的に評価します。

- ・企画提案内容（事業の内容、事業の効果、事業の継続性、事業における地域との連携（消費効果の波及等）、他地域のモデルケースとなるか）
- ・業務実施能力（事業推進能力） ・経費

④審査結果の通知等

- ・審査結果については、後日文書でお知らせします。
- ・採択となった場合には、補助金の交付に係る手続きに移ることになり、交付申請書（令和8年度愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業費補助金交付要綱様式第1号）等の提出が必要となります。
- ・採択に当たり、条件を付す場合や補助対象経費等を減額する場合があります。

1 4 他の補助事業の紹介

国や県における類似の補助制度もあることから、事業実施の参考にしていただくほか、活用について御検討ください

○国（観光庁）の補助事業

- ・令和8年度のオーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00057.html

○県の補助事業

- ・令和8年度 農林漁家民宿施設等整備支援事業

URL：<https://www.pref.ehime.jp/page/143624.html>

- ・令和8年度 愛媛県観光集客力向上支援事業

URL：<https://www.pref.ehime.jp/page/103213.html>

参考様式

年 月 日

(市町名) 長 様

住 所

申請者名

代表者職氏名



令和8年度愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業の
支援申込に係る意見書について

標記補助金の申請に際し、愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業実施要領第7条の規定により支援申込書に添付することとされている意見書をいただきたく、次のとおり申請します。

記

1 申込者名

2 申込事業名

※協議会への支援申込書類一式を添付すること。

1 5 その他応募に係る注意事項

- ①応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- ②審査会への出席等を含め、応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。
- ③同一の事業内容で、国及び県の他の補助金等と重複して交付することはできません。

1 6 補助事業者の義務

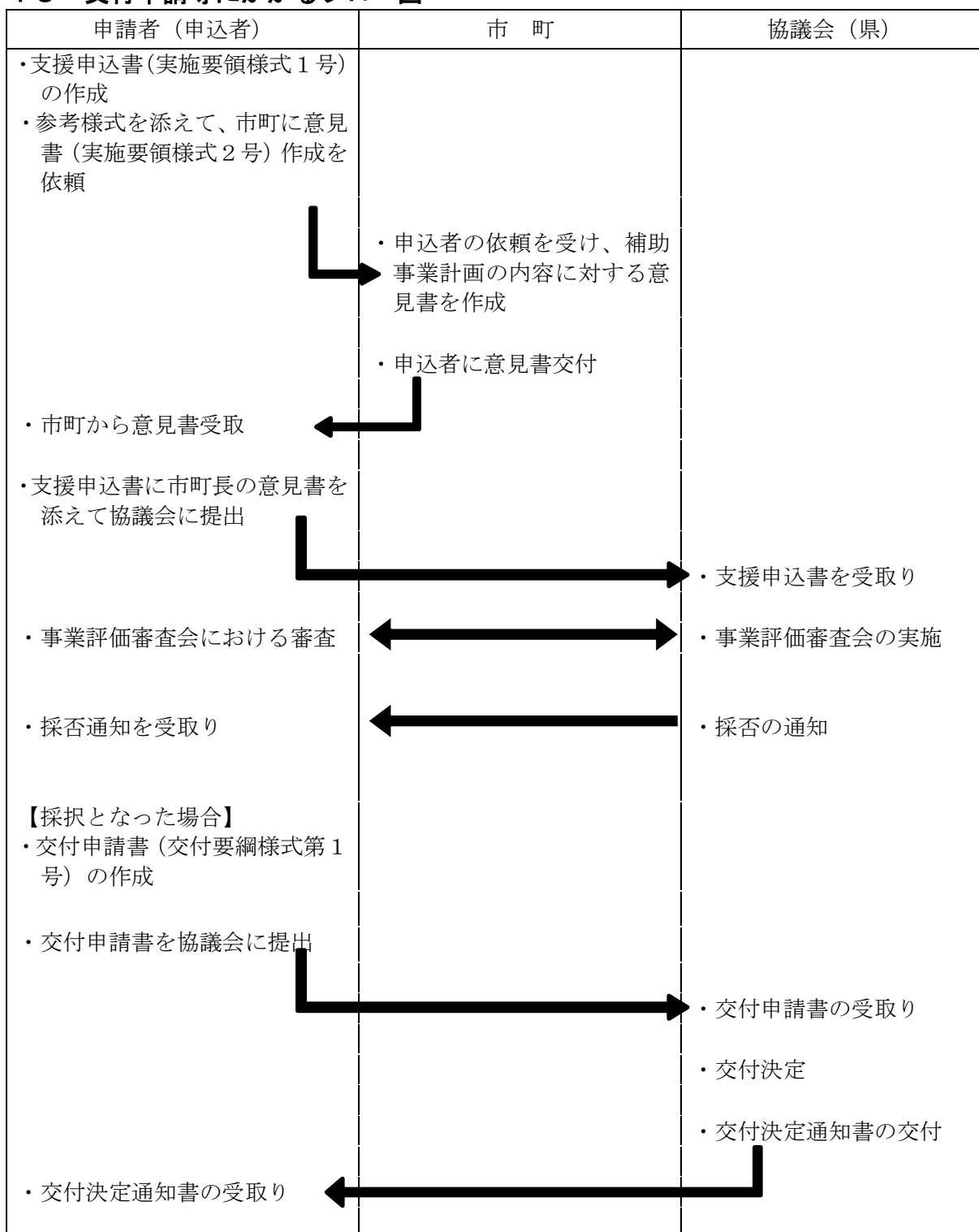
補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- ①事業の実施に当たっては、愛媛県補助金等交付規則、令和8年度愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業費補助金交付要綱、令和8年度愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業実施要領の規定を遵守してください。
- ②交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。【厳守】
- ③補助事業を完了したときは、5日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書及び関係書類を提出する必要があります。【厳守】
- ④補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。【厳守】
- ⑤補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年以内に、財産を処分（廃棄だけでなく、他の用途への変更なども含みます。）する場合には、事前に承認を得る必要があり、また、補助金相当額の全部又は一部を返還していただく場合があります。【厳守】
- ⑥補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後2月以内に、補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、補助金に係る事業実施状況報告書（様式第10号）を提出する必要があります。【厳守】

1 7 補助事業実施に係る注意事項

- ①補助対象経費は、交付決定後（交付要綱第6条の事前着手届出書（様式第2号）を提出している場合は、同届出書記載の着手予定日後）に契約等を行い、支出する費用に限られます。
- ②補助金は、補助事業終了後、経費の支払実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の経費を立替払いする必要があります。ただし、必要と認められる場合には、概算払いもできますので、相談してください。
- ③経費の支払実績が証拠書類等により確認できない場合には、当該経費は補助対象外となります。
- ④開業しようとする業態に応じて、必要となる法的な基準や許認可に適合するよう留意すること（耐震基準など）。

18 交付申請等にかかるフロー図



※各市町での意見書作成にかかる期間は、市町により異なりますので、申請者は事前に市町の担当課に相談してください。

※納税証明書（愛媛県税等の未納がないことの証明）についてのお問合せは、所管の地方（支）局までお願いします。納税証明書の交付申請について（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/page/1680.html>

19 申込受付・問合せ先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会事務局（愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局観光振興課）
〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2311 FAX 089-912-2489